

39. 宇土市在宅高齢者介護手当

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係



■目的及び概要

在宅介護者の精神的及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、日常生活において、常時介護を必要とする者を在宅介護している者に対して介護手当を支給するもの。

■対象者

要介護者を、毎年9月1日までに引き続き1年間在宅で介護した者。ただし、基準日前1年間に入院等在宅介護以外の期間が、通算して120日以内であること。

※ 要介護者とは、要介護3、要介護4及び要介護5の認定を受けた者をいう。

■手当額

要介護者1人につき年額12万円（要介護3の者については年額6万円）

■申請時期

10月中（広報うとに掲載）

■留意事項

【要介護認定をお持ちの方】

必要書類等は、各事業所が作成し、申請の代行も行います。申請の際は、以下の事業所までご相談ください。

- (1) 宇土・走瀬 金森会ケアプランセンター
- (2) 緑川・網津・網田 景雅苑
- (3) 花園・轟 宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市在宅高齢者介護手当支給規則

40. 宇土市敬老祝金

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係

■目的及び概要

高齢者福祉の増進を図るため、地域社会の発展に寄与されたことに敬意を表し敬老祝金を支給するもの。

■対象者

毎年7月1日に本市の住民基本台帳に記録され、かつ本市に引き続き1年以上在住している者で、当該年度内に88歳又は100歳に該当する者

■祝金額

88歳に該当する者：5千円

100歳に該当する者：1万円

■申請時期

8月～3月末まで

■留意事項

対象となる見込みの方には高齢者支援課から申請書をお送りします。

■根拠法令等

宇土市敬老祝金支給条例

宇土市敬老祝金支給条例施行規則

4.1. 宇土市敬老事業補助金

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係

■目的及び概要

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛するための事業を実施する。
市内各地区における団体に対し、当該敬老事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する
もの。

■対象者等

各地区地域婦人会連絡議会及び緑川地区行政区長会（R7.6月末時点）

■補助対象事業

75歳以上高齢者への記念品配付（金券類を除く）

75歳以上高齢者が参加する敬老会の実施

■補助金額

地区割 1地区当たり 40,000円

人数割 当該地区の75歳以上高齢者数に300円を乗じて得た額

■申請時期

要事前相談

■根拠法令等

宇土市敬老事業補助金交付要綱

4.2. 宇土市高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係



■目的及び概要

高齢者等の福祉に寄与することを目的として、高齢者世帯等災害時に援護を要する世帯に対する住宅用防災警報器の設置の給付を行うもの。

■対象者

実際に同一の住居で生活し、また、生計を同じくしている者で構成され、次の要件をすべて満たす世帯

(1) 概ね65歳以上の者のみで構成し、災害時に自力で避難することができない者を有する世帯又はそれに準ずる世帯

(2) 世帯構成員のうち1人以上が、市内に住所を有すること。

■住宅用警報器の仕様

宇城広域連合火災予防条例に定める基準を満たし、かつ、異常が発生した場合に音と光で屋外へ知らせる設備を備えている。

■費用負担

設置者費用負担：1割（個人負担を含めて3万円まで）

生活保護世帯又は生計中心者が市民税非課税の世帯の費用負担についてはこの限りではない。

■申請時期

随时受付

■留意事項

給付の対象となる住宅は、現に世帯が住居として使用する戸建て住宅とし、世帯構成員の権限に属するもの。

■根拠法令等

宇土市高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業実施要綱

4.3. 宇土市電動アシスト自転車購入費補助金

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係



■目的及び概要

高齢者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で電動アシスト自転車の購入に対する補助金を交付するもの。

■対象者

次に掲げる条件すべてを満たす者

- (1) 市内に住所を有し、本人または世帯員に市税等の滞納がないこと
- (2) 申請年度中に満65歳以上になる者
- (3) この事業による補助を受けたことがない世帯に属する者
- (4) 市内の販売店で電動アシスト自転車を申請年度内に新たに購入した者
- (5) 自転車安全利用講習会を申請年度内に受講した者

※ 自転車安全利用講習会については、市HP及び広報うとにて開催をお知らせします。

■対象経費

電動アシスト自転車の自転車本体購入費及び防犯登録費

■財政支援措置

- (1) 補助率：1/3
 - (2) 上限額：2万円
- (※交付申請日まで1年経過していない免許返納者は上限4万円)

■申請時期

随時

■根拠法令等

宇土市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

4.4. 宇土市老人クラブ補助金

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係

■目的及び概要

老人クラブの活動費用に充てるため補助金を支給するもの。

■対象者

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 宇土市単位老人クラブ（60歳以上の者が10人以上所属する団体で、地域貢献活動等に取り組んでいるクラブをいう。）
- (2) 宇土市老人クラブ連合会

■財政支援措置

(1) 設立奨励費補助金

新たに単位クラブを設立し、かつ、地域貢献活動等に取り組む単位クラブに支給するものであり、その額は、次の表のとおりとする。

会員数	1年度当たりの補助金額
10人以上 20人未満	20,000円
20人以上 30人未満	30,000円
30人以上 40人未満	40,000円
40人以上	40,000円に39人を超える部分の人数に 250円を乗じて得た額を加算した額

(2) 活動費補助金

単位クラブ及び連合会の地域貢献活動等への取組みを奨励するために、活動実績に応じて支給するもので、その額は、次の表のとおりとする。

会員数	1年度当たりの補助金額
10人以上 20人未満	20,000円
20人以上 30人未満	30,000円
30人以上 40人未満	40,000円
40人以上	40,000円に39人を超える部分の人数に 250円を乗じて得た額を加算した額

(3) 事業費補助金

連合会の事業への取組みを奨励するために実績に応じて支給するもので、その額は市長が定める予算額を限度とする。

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市老人クラブ補助金交付要綱

4.5. 宇土市家族介護用品給付事業

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係

■目的及び概要

経済的な負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持、向上を図ることを目的として、高齢者を在宅で介護している家族に対し介護用品を給付するもの。

■対象者

次のいずれにも該当する者を在宅で介護している家族

- (1) 介護保険法に規定する要介護認定において要介護 4 若しくは 5 と判定された者又はこれと同等の程度と認められる者
- (2) 市内に住所を有する概ね 65 歳以上の在宅高齢者
- (3) 介護用品を 6 月以上使用している者
- (4) 在宅生活が 3 月以上経過している者
- (5) 市町村民税が非課税である者

■給付内容

- (1) 介護用品の種目

- ① 紙おむつ
- ② 尿取りパット
- ③ その他の介護用品

- (2) 限度

20,000 円相当分

- (3) 給付回数

1 年度当たり 2 回以内

■申請時期

6 月～2 月まで

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業者とする。

- (1) 宇土・走瀬 金森会ケアプランセンター
- (2) 緑川・網津・網田 景雅苑
- (3) 花園・轟 宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市家族介護用品給付事業実施要綱

4.6. 宇土市緊急通報装置貸与等事業



担当課：高齢者支援課 高齢者支援係

■目的及び概要

日常生活の相談及び急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に寄与することを目的として、一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置するもの。

■対象者

市内に住所を有する概ね 65 歳以上の独居又はそれに準ずる世帯の高齢者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 要介護状態等で寝たきりの状態に近い者又は転倒により寝たきりになるおそれが高い者
- (2) 既往症疾患で、生命に関わる発作などが起こるおそれが高い者

■支援内容及び費用負担

- (1) 支援内容

緊急通報装置の貸与

- (2) 費用負担

機器を借り受けた者は、以下の階層区分により算出された費用を負担。なお、転居に伴う機器の移設に要する費用は、利用者が負担。

利用者世帯の階層区分		利用者負担額月額（円）
A	・生活保護を受給している世帯。 ・老齢福祉年金受給者で、前年度分の市町村民税が非課税世帯	0 円
B	前年度分の市町村民税が非課税世帯で、当該年度分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下のもの	200 円
C	前年度分の市町村民税が非課税世帯で、A、B いずれにも「該当しないもの	500 円
D	前年度分の市町村民税が課税世帯	700 円

■申請時期

随时受付

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業所とし、貸与の可否については、会議で決定する。

- (1) 宇土・走瀬 金森会ケアプランセンター
- (2) 緑川・網津・網田 景雅苑
- (3) 花園・轟 宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市緊急通報体制等整備事業実施要綱

47. 宇土市食の自立支援事業

担当課：高齢者支援課 高齢者支援係



■目的及び概要

食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援に資することを目的として、ひとり暮らし高齢者等に食関連サービスの利用調整と配食サービスを行うこと。

■対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自分で食事の調理ができない者、又は困難な者

- (1) 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯
- (2) 身体障がい者のみの世帯、又は身体障がい者が属する世帯で市長が必要と認める者

■支援内容

- (1) 配食は、昼食及び夕食を原則とし、日曜日を除き実施する。
- (2) 利用者1人当たりの配食数は、原則として週に昼6回及び夜6回以内とし、利用者の身体状況により判断する。

■費用負担

1食あたり300円

■申請時期

随时受付

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業所とし、利用の可否については、会議で決定する。

- (1) 宇土・走瀬 金森会ケアプランセンター
- (2) 緑川・網津・網田 景雅苑
- (3) 花園・轟 宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市食の自立支援事業実施要綱